

第二次津市消防力整備計画（案）の概要

計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、本市消防本部におきましても、巨大地震の発生を想定した消防力の強化が求められることとなりました。

また、これまで進めてきた消防力の整備の中で、久居消防署香良洲分遣所を津市香良洲庁舎に移転整備するなど署所の再編整備計画に変更を加えたこと、中勢バイパスが延伸開通するなど、社会情勢の変化に対応していくことが必要となりました。

本計画は、こうした情勢の変化を踏まえ、これまでの計画を強化修正し、津市総合計画後期基本計画に合わせて策定し、時代の要請に応じていこうとするものです。

計画のポイント

南海トラフの巨大地震への対応

- ・ 消防の活動拠点として機能するよう、老朽化した消防庁舎を免震構造で改築（一志分署・南分署・北消防署・西分署）
- ・ 高度救助隊を創設
救助工作車Ⅲ型を導入・高度救助用資機材を配置・高度救助隊員を養成
- ・ 緊急消防援助隊の受援施設として利用可能な多目的施設（訓練施設）を整備
- ・ 自家用給油取扱所を新設

署所の再編整備計画の変更（香良洲分遣所の移転）

中勢バイパスの延伸開通など社会情勢の変化への対応

- ・ 南分署については、移転も含めて検討

増加する救急件数への対応

- ・ 救急出動件数の多い消防署において、救急隊を 2 隊編成

組織体制の強化

- ・ 指揮隊を基幹となる消防署に集約

通信体制の整備

- ・ 高機能消防指令システムの更新、消防救急無線のデジタル化、高所監視カメラの導入

計画の性格・進行管理

第二次津市消防力整備計画は、消防組織法の規定により定められた「市町村消防計画の基準」に基づき、消防力の整備に関することを定めるもので、作成に当たっては、国の「消防力の整備指針」を目標とし、本市の実情を勘案するものです。

なお、消防力の充実強化を確実なものとするため、年度ごとに本計画に基づく具体的な事業実施計画を定め、実行することとします。

計画の期間

計画期間は、「津市総合計画後期基本計画」と「津市都市マスタープラン」との整合を図り、平成 25 年度から平成 29 年度までとします。

1 消火・救助体制の充実

(1) 消防組織の充実

P 5

署所体制	安濃分遣所の安濃分署への改編、消防署の機能の見直し、組織機構、分掌事務の見直し
職員の配置と教育訓練等	救急救命士、高度救助隊員、水難救助隊員、国際消防救助隊員の養成

(2) 消防施設の整備

P 10

消防庁舎	一志分署・南分署・北消防署・西分署の整備 自家用給油取扱所の設置、緊急消防援助隊の受援施設の整備
------	---

(3) 消防車両・消防水利等の整備

P 13

消防車両	常備消防車両更新基準に基づき計画的に整備
消防水利	消火栓・耐震性防火水槽の整備、自然水利等の確保
消防資機材	高度救助用資機材の配置、 消防団への救助資機材や安全対策用資機材の配置

(4) 通信体制の整備

P 18

通信体制	高機能消防指令システムの更新、消防救急無線のデジタル化、高所監視カメラの導入
------	--

(5) 消防部隊の体制強化

P 19

指揮体制	指揮隊の集約、現場指揮者の養成、 高度情報通信システムの構築
消火体制	30m級はしご自動車の導入、消火隊員の養成
救助体制	救助隊・水難救助体制の充実、訓練施設の整備
高度救助体制	高度救助隊員の養成、救助車両の充実、 高度救助用資機材の配置

(6) 大規模災害における応援・受援体制の整備

P 23

大規模災害時の 応援・受援体制	部隊装備の充実、教育訓練の実施、受援施設の整備
--------------------	-------------------------

(7) 広域連携体制の充実

P 24

広域連携	消防相互応援協定などの充実、消防の広域化に向けた取組
国際消防救助隊	国際消防救助隊員の養成、高度救助用資機材の配置

(8) 大規模自然災害への対応

P 26

巨大地震発生時 における体制の 強化	消防施設などの地震対策及び津波対策
国民保護対策	B C 災害対応資機材などの整備、救助隊員の資質の向上

2 救急体制の充実

(1) 消防と医療機関との連携推進

P 29

医療機関との連携	メディカルコントロール体制の充実、消防と医療の連携の推進
----------	------------------------------

(2) 救急業務高度化の推進

P 30

救急業務	救急救命士の配置、救急高度化への対応、救急資機材等の整備、レスポンスタイムの短縮
------	--

3 予防体制と地域の消防力の向上

(1) 予防体制の強化

P 32

予防体制	防火思想の普及啓発、防火管理講習などの充実、予防技術資格者の養成
------	----------------------------------

(2) 消防団の充実強化

P 34

消防団組織	女性消防団員の増員、学生機能別団員の創設、消防団下部組織の再編
消防団車両及び消防団庁舎	計画的な車両の更新、保有車両台数の偏りの是正、消防団施設の統廃合

(3) 地域活動への支援

P 38

地域活動支援	地域活動の支援、消防防災指導の充実
--------	-------------------

今後のスケジュール

平成 2 5 年 3 月 第二次津市消防力整備計画の策定

第二次津市消防力整備計画 (案)



平成25年 月
津市消防本部

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の目的	1
第 2 章 計画の性格及び進行管理	1
第 3 章 計画の期間	3
第 4 章 施策体系	4

第 2 部 施策

第 1 章 消火・救助体制の充実

第 1 節 消防組織の充実

1 署所体制	5
2 職員の配置と教育訓練等	8

第 2 節 消防施設の整備

1 消防庁舎	10
--------	----

第 3 節 消防車両・消防水利等の整備

1 消防車両	13
2 消防水利	16
3 消防資機材	17

第 4 節 通信体制の整備

1 通信体制	18
--------	----

第 5 節 消防部隊の体制強化

1 指揮体制	19
2 消火体制	20
3 救助体制	21
4 高度救助体制	22

第 6 節 大規模災害における応援・受援体制の整備

1 大規模災害時の応援・受援体制	23
------------------	----

第 7 節 広域連携体制の充実

1 広域連携	24
2 国際消防救助隊	25

第 8 節 大規模自然災害への対応

1 巨大地震発生時における体制の強化	26
2 国民保護対策	28

第 2 章 救急体制の充実

第 1 節 消防と医療機関との連携推進

1 医療機関との連携	29
------------	----

第 2 節 救急業務高度化の推進

1 救急業務	30
--------	----

第 3 章 予防体制と地域の消防力の向上

第 1 節 予防体制の強化

1 予防体制	32
--------	----

第 2 節 消防団の充実強化

1 消防団組織	34
2 消防団車両及び消防団庁舎	36

第 3 節 地域活動への支援

1 地域活動支援	38
----------	----

第 1 部 総 論

第 1 章 計画の目的

津市消防本部では、平成 20 年 9 月に「消防力適正配置に向けた消防署所整備方針」及び平成 24 年度までを計画期間とする「津市消防本部消防力整備計画」を策定し、これらに基づき、消防署所の統廃合、庁舎の整備、改修、消防車両の更新、装備資機材の充実等、消防力の整備に努めてきました。

こうした中で、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方沿岸地域に、これまでの想定を超えた甚大な被害をもたらすとともに、南海トラフを震源域とする巨大地震の脅威が大きく取り上げられ、国から平成 24 年 8 月に「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が出され、多くの自治体では地震等大規模災害対策の見直しを迫られることとなりました。

本市域は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、本市消防本部におきましても、巨大地震の発生を想定した消防力の強化が求められることとなりました。

また、これまで進めてきた消防力の整備の中で、久居消防署香良洲分遣所を津市香良洲庁舎に移転整備するなど署所の再編整備計画に変更を加えたこと、中勢バイパスが延伸開通するなど、社会情勢の変化に対応していくことが必要となりました。

本計画は、こうした情勢の変化を踏まえ、これまでの計画を強化修正し、津市総合計画後期基本計画に合わせて策定し、時代の要請に応えていこうとするものであります。

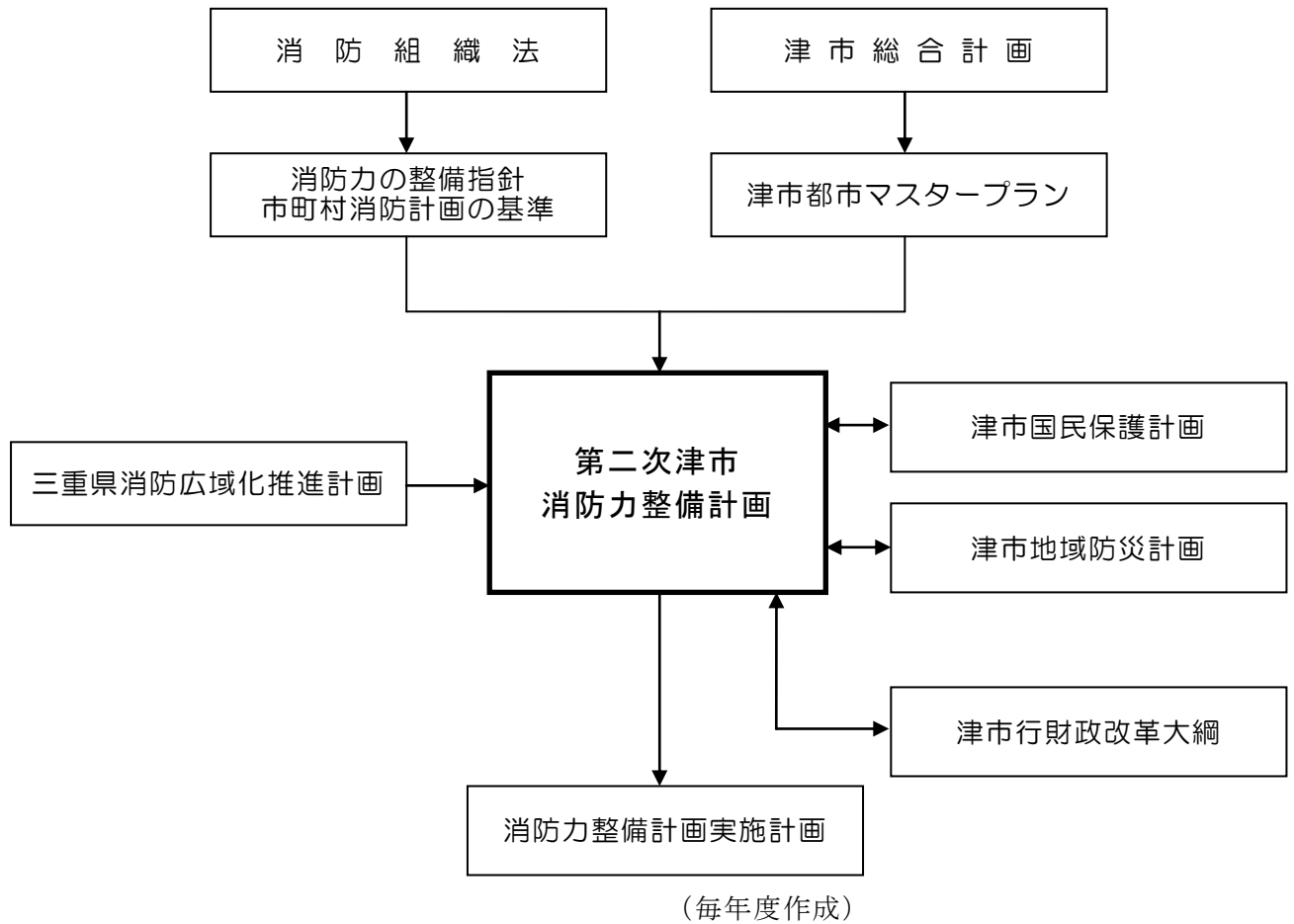
第 2 章 計画の性格及び進行管理

第二次津市消防力整備計画は、消防組織法の規定により定められた「市町村消防計画の基準」に基づき、消防力の整備に関することを定めるもので、作成にあたっては、国の「消防力の整備指針」を目標とし、本市の実情を勘案するとともに、「津市総合計画」、「津市都市マスタープラン」を上位計画とし、「津市地域防災計画」、「津市国民保護計画」、「津市行財政改革大綱」などとの整合性を保つものです。

また、県が定める「三重県消防広域化推進計画」による市町消防の広域化の進捗状況も、視野に入れるものとします。

なお、消防力の充実強化を確実なものとするため、年度ごとに本計画に基づく具体的な事業実施計画を定め、実行することとします。

図 1 計画関連図



第3章 計画の期間

本計画の計画期間は、「津市総合計画後期基本計画」と「津市都市マスタープラン」との整合を図り、平成25年度から平成29年度までとします。

また、平成29年度には、津市総合計画など上位計画の改訂に合わせ、新たに平成30年度から平成34年度までの計画を策定することとします。

なお、国及び三重県における制度の変更など、今後の社会経済情勢等に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

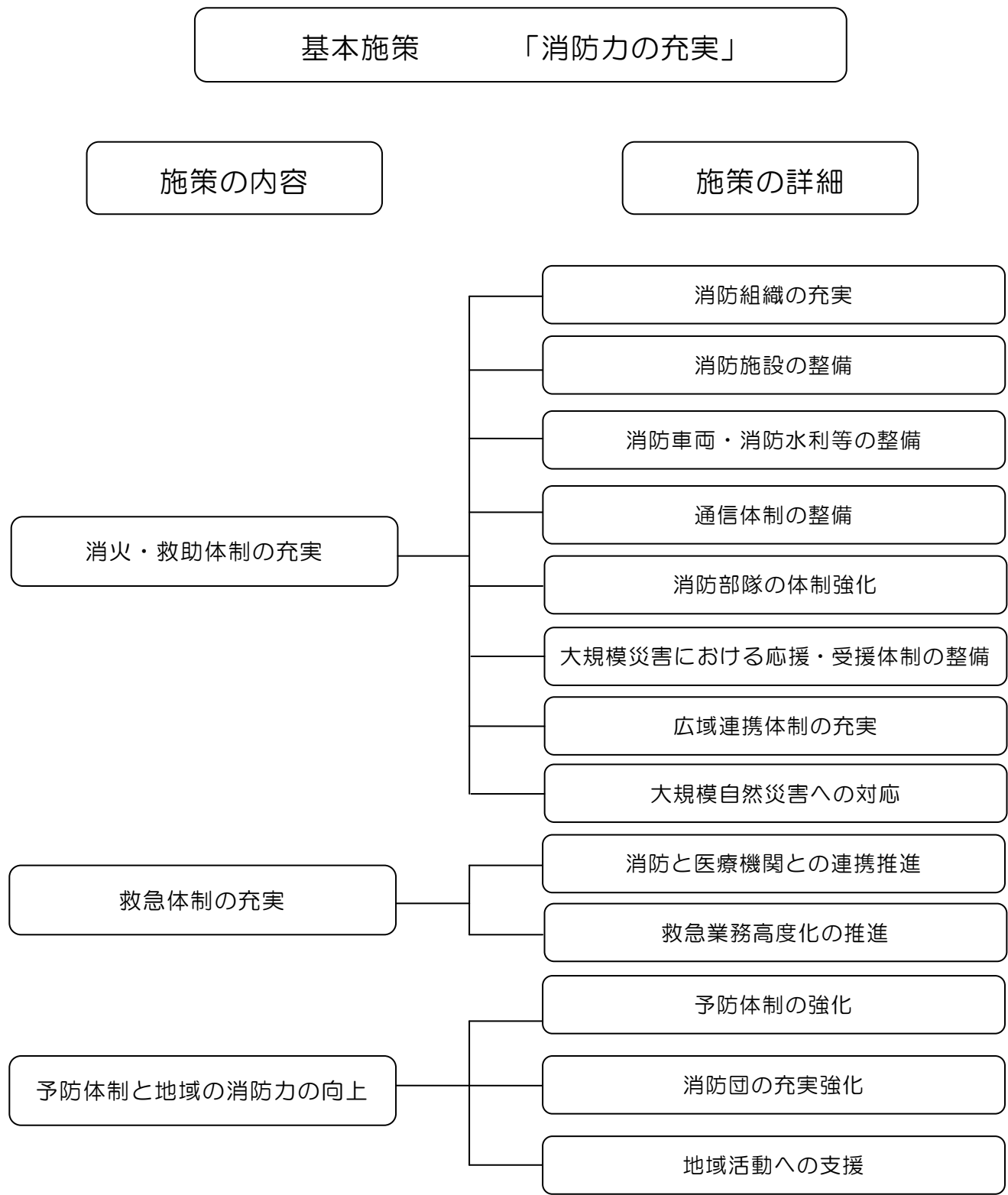
図2 計画期間

年度	上 位 計 画				消 防 力 整 備 計 画			
2 0	津市総合計画 前期基本計画	津市都市マスタープラン				津市消防本部 消防力整備計画		
2 1								
2 2								
2 3								
2 4								
2 5		津市総合計画 後期基本計画				第二次津市 消防力整備計画		
2 6								
2 7								
2 8								
2 9								
3 0							第三次津市 消防力整備計画	
3 1								
3 2								
3 3								
3 4								

第 4 章 施策体系

次の施策体系に沿って、施策を推進します。

図 3 施策体系図



第 2 部 施 策

第 1 章 消火・救助体制の充実

第 1 節 消防組織の充実

1 署所体制

(1) 現状と課題

平成 20 年 9 月に制定された「消防力適正配置に向けた消防署所整備方針」に基づき、署所の適正配置に向けて整備を行ってきましたが、平成 24 年 8 月に発表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」により、津波浸水被害が予想される各署所の役割や機能分担を含めて、署所体制について改めて検討が必要となりました。

(2) 整備の方向性

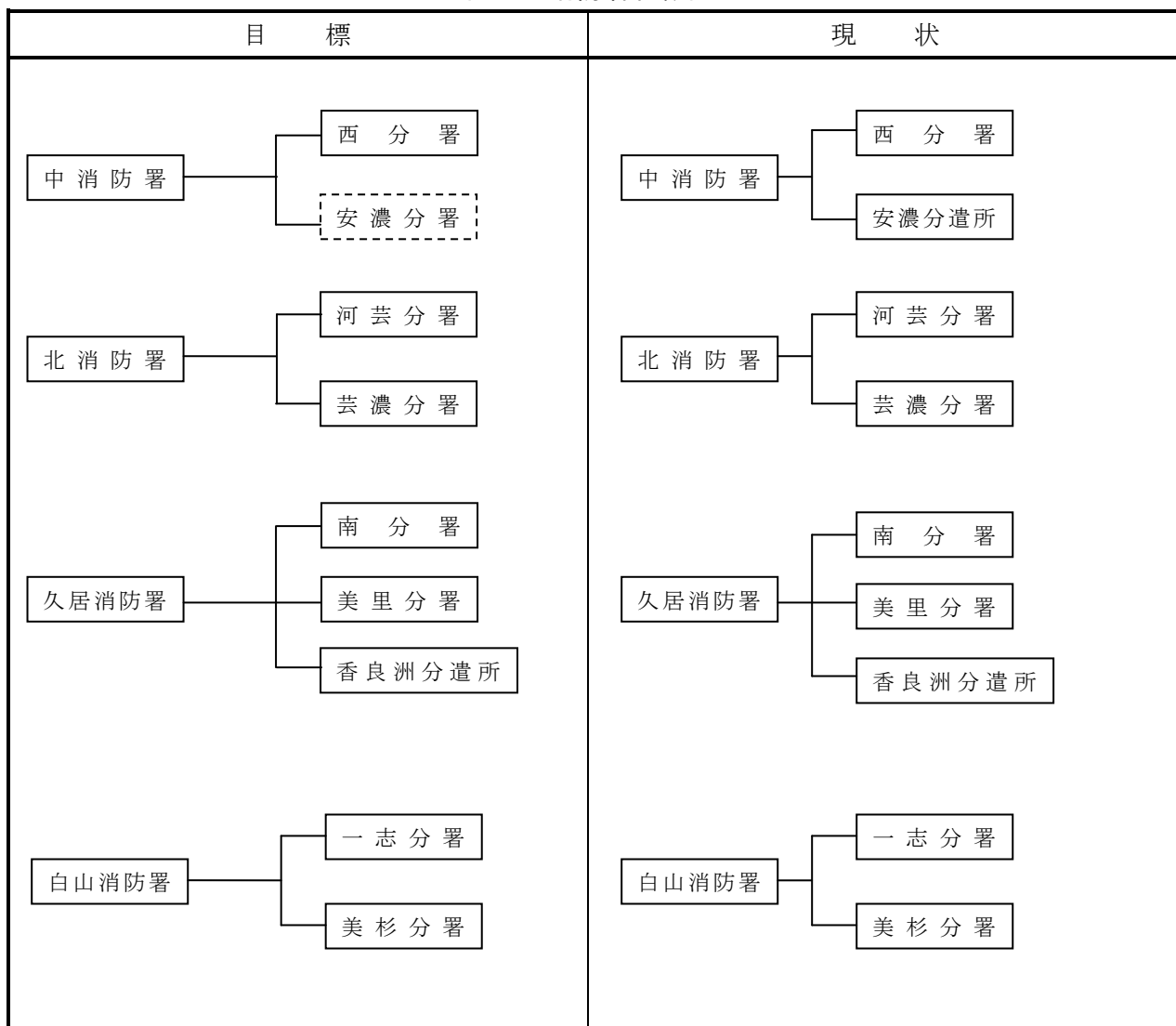
将来、その発生が危惧される南海トラフの巨大地震による津波被害を考慮するとともに、活動拠点施設である消防庁舎の配置を見直し、署所体制を強化します。

また、今後の人口分布、消防事象の発生状況や道路整備状況など全市的な変化に対応するため、部隊の配置、署所の機能分担などを総合的に見直します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
安濃分遣所の安濃分署への改編	平成 20 年 9 月策定の「消防力適正配置に向けた消防署所整備方針」に基づき、分署体制に改編します。
消防署の機能の見直し	中消防署と久居消防署に指揮隊及び高度救助隊を配置し、基幹消防署と位置付けます。
組織機構、分掌事務の見直し	消防本部、消防署の分掌事務の一体的な見直しなど消防本部の組織体制を検討します。

図 4 消防署組織図



※ 点線の消防署、分署及び分遣所は、その在り方を検討している署所

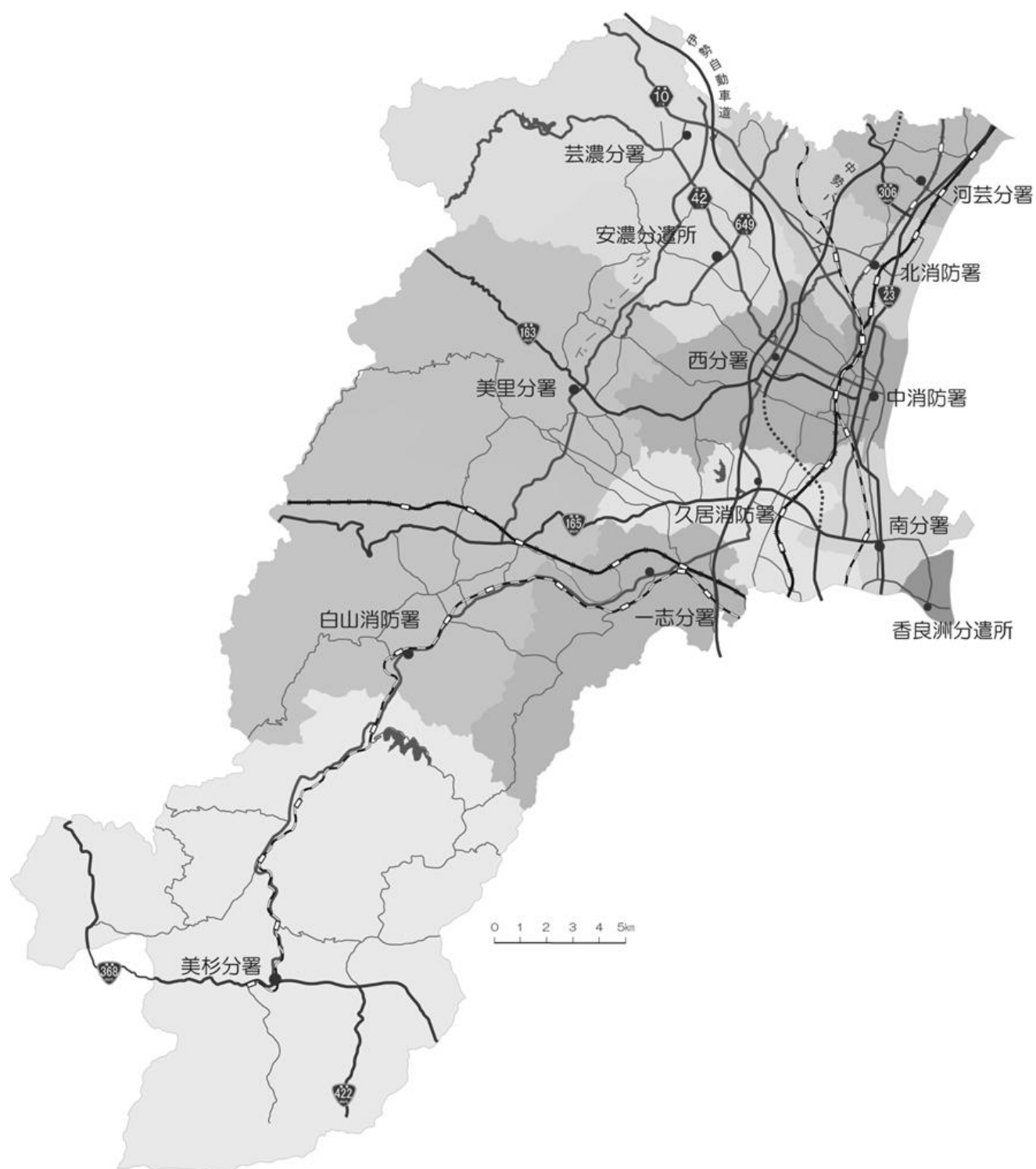


再編整備された美里分署



移転整備された香良洲分遣所

津市消防本部管内図



2 職員の配置と教育訓練等

(1) 現状と課題

消防が対応すべき事象は、通常の火災や救急事案のほか、大規模な地震等の自然災害、多様な危険物を取り扱う事業所における災害、テロ災害等、著しく複雑化、多様化、高度化するとともに、今後ますます増大していくものと思われます。こうした災害事象に十分対応していくためには、組織体制の整備のほか、消防職員の総合的な職務能力を高めていく必要があります。

(2) 整備の方向性

複雑化、多様化、高度化し、日々増大する消防需要に的確に対応していくため、消防職員の効率的な配置運用に努め、組織の総合性の発揮に努めるとともに、教育訓練の一層の充実を図り、個々の資質の向上や専門性の高い救急救命士、高度救助隊員、水難救助隊員の養成など、人材育成の推進を行います。

また、限りある消防職員の効率的な配置運用のため、再任用職員の積極的な採用を検討します。



火災現場で日頃の訓練の成果を発揮する消火隊員

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
消防職員の確保	安定した消防力を維持するため、当面は、現在の消防職員数の確保を目標に新規職員を採用しますが、退職者数の状況などを勘案し、常に一定の消防職員数の確保と大規模災害への備えとして、再任用消防職員の活用と職域の拡大を推進します。
安全管理体制の強化と勤務体制の見直し	安全管理を徹底するとともに、人員の弾力的な運用などの改善を行うなど、状況に合わせ、勤務体制の見直しを行います。
ドライブレコーダーの搭載	消防車両にドライブレコーダーを搭載することにより、消防職員自身が自動車運転の習癖を確認し、安全運転に寄与するとともに、交通事故等における無用のトラブルを回避します。
消防職員研修の充実	津市消防職員教養規程に基づき消防大学校、三重県消防学校などの研修機関や国、県、専門機関への積極的な派遣はもとより、各種研修会・講習会の参加、各種訓練の実施を継続的に行うことにより、消防職員の資質を向上させます。 また、消防職員の知識や技術を消防職員間で承継し、人材を育成するために、必要な研修を行います。
救急救命士の養成	救急救命士は、救急災害現場において重要な役割を果たしていますが、救急救命士の養成については、多大な時間と費用を伴うことから、年々増加する救急事案に対処するため、救急救命士を計画的に養成します。
高度救助隊員や水難救助隊員の養成	災害形態が複雑化かつ特殊化するなか、それらの特殊災害に迅速、適切に対応できる高度な技術を持った救助隊員の養成を積極的に行います。 また、本市は伊勢湾に面し、多数の河川や湖沼などを有することから、水難救助活動は重要であり、水難救助隊を充実強化するため、新水難救助隊員の養成を行います。
国際消防救助隊員の養成	今後、国の基準が見直された際、国際消防救助隊として、国際貢献ができるように、身体強健な救助隊員で、応急手当に関する知識、技術を有し、高度救助用資機材の使用に精通した国際消防救助隊員を養成します。
予防要員の養成	火災予防に関する高度な知識及び技術を有する者として、消防庁長官が定める資格を有する「予防技術資格者」を始め、適正な人事ローテーションや研修により予防に従事する要員を養成します。
車両系建設機械の操作員の養成	作業機械等を取り扱う救助隊員などに作業資格免許を取得させるなど、必要な準備を進めます。
外部委託等の推進	津市行財政改革大綱の推進項目である「民間の活用の在り方」を踏まえ、外部委託が可能な業務については、積極的な民間活力の導入を行います。

第2節 消防施設の整備

1 消防庁舎

(1) 現状と課題

消防庁舎は、活動拠点施設であり、かつ、地域住民が利用する救急、防災学習センターの機能も併せ有しています。他方、本市の消防庁舎の中には築後約40年が経過し、施設の老朽化、狭隘化が著しい施設があり、平成18年の合併に伴い、地域間の消防行政サービスに格差が生じているため、早急に地域間の格差を是正する必要があります。加えて、大規模災害発生時における緊急消防援助隊の受援施設としての機能を果たし得ない実情にもあります。このため、これらの施設の整備を促進していく必要があります。

表1 消防庁舎一覧

平成24年4月1日現在

名 称	竣工年月	建築構造	敷地面積	延べ床面積
消防本部・久居消防署	平成10年11月	鉄筋コンクリート造3階建	7,192.00 m ²	3,807.56 m ²
中消防署	昭和47年 2月	鉄筋コンクリート造3階建	2,471.35 m ²	2,171.83 m ²
西分署	昭和52年 3月	鉄筋コンクリート造2階建	2,975.00 m ²	457.84 m ²
安濃分遣所	平成16年10月	鉄骨造平屋建	3,294.00 m ²	752.53 m ²
北消防署	昭和49年 4月	鉄筋コンクリート造2階建	3,091.99 m ²	725.81 m ²
河芸分署	平成22年 2月	鉄筋コンクリート造5階建	津市河芸庁舎内	占有部分 570.00 m ²
芸濃分署	平成20年 3月	鉄筋コンクリート造2階建	津市芸濃庁舎内	占有部分 434.43 m ²
久居消防署	—	—	—	—
南分署	昭和50年 3月	鉄筋コンクリート造2階建	1,993.24 m ²	467.79 m ²
美里分署	平成23年 2月	鉄骨造平屋建	3,695.83 m ²	999.01 m ²
香良洲分遣所	平成24年 3月	鉄骨造2階建	津市香良洲庁舎内	占有部分 311.88 m ²
白山消防署	平成16年12月	鉄骨造2階建	4,901.39 m ²	1,273.50 m ²
一志分署	昭和49年 6月	鉄筋コンクリート造2階建	670.00 m ²	274.45 m ²
美杉分署	平成 8年 9月	鉄筋コンクリート造2階建	1,820.97 m ²	853.92 m ²

※ 出典は、平成24年版消防年報から。竣工年月、建築構造及び延べ床面積は、付属建物を除く。

建築構造は、庁舎の主要部分について記載した。

面積は、小数点以下第3位を四捨五入した。

(2) 整備の方向性

消防庁舎は、消防の活動拠点としての役割が担えるよう、老朽化した庁舎について建替整備または移転整備を進めることにより、地域間の格差を是正します。

なお、新たに整備される消防庁舎は、消防の活動拠点として免震構造で、必要なスペースと機能を有し、ユニバーサルデザインやバリアフリーの観点を踏まえ、人や環境に配慮したものとします。

また、消防庁舎の敷地に自家用給油取扱所等を設け、車両や自家用発動発電機に必要な燃料を確保し、燃料の供給が途絶した状況下においても継続的な活動を可能にするとともに、大規模災害発生時には緊急消防援助隊の受援施設として、平常時には屋内訓練施設として利用可能な多目的施設の整備を進めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
南分署の移転整備	香良洲分遣所を移転整備したことや、南分署については、老朽化が著しく、訓練スペースも狭隘であることから、移転も含めて検討します。
一志分署の移転整備	仮眠室などの改修を実施していますが、老朽化が著しく、訓練スペースも狭隘であることから、移転整備を目指します。
北消防署の整備	現在地は、津波浸水予想地域内に立地するものの、管轄区域の中心部に位置し、平常時の消防・救急事案において迅速に対応できるため、津波避難機能を設け、重要な機器、資機材、非常電源などについては、浸水対策を施した上で、現在地に新築整備を目指します。 また、大規模災害時の活動拠点施設としては敷地が狭隘であるため、隣接する公有地を活用することも検討します。
西分署の整備	敷地が狭隘であるため、隣接地の買増しも視野に入れながら、移転も含めて検討します。
自家用給油取扱所等の整備	大規模災害の発生により、燃料の供給が途絶した状況下においても、車両や自家用発動発電機に必要な燃料を確保するため、消防庁舎の敷地に自家用給油取扱所等の設置を進めます。
緊急消防援助隊の受援施設の整備	大規模災害発生時には緊急消防援助隊の受援施設として、平常時には、天候に左右されず各種訓練を効率的に実施できる屋内訓練施設として利用できる多目的施設の整備を目指します。

(4) 概算スケジュール

庁舎の整備に係るスケジュールは、おおむね次のとおりです。

消防庁舎	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
一志分署		整備事業	→		
南分署			整備事業	→	
北消防署				整備事業	→
西分署				整備事業	



自家用給油取扱所を備え、免震構造で建設された他市の消防施設

第3節 消防車両・消防水利等の整備

1 消防車両

(1) 現状と課題

消防車両の現有状況は、国の「消防力の整備指針」に示されている基準数をおおむね満たしていますが、経年劣化などにより計画的に順次更新していく必要があります。

また、今後、署所体制や市街地の形成状況等の変化を斟酌しながら、効果的かつ効率的な配備を進めます。

表2 「消防力の整備指針」に基づく消防車両台数

平成24年4月1日現在

	整備指針台数	現有台数	備 考
消 防 ポ ン プ 自 動 車	17台	20台	整備指針台数は、国の「市町村消防施設整備計画実態調査」に基づく算定方法による台数を掲載しています。
は し ご 自 動 車	2台	2台	
化 学 消 防 車	2台	2台	
救 助 工 作 車	2台	2台	
救 急 自 動 車	14台	14台	
指 揮 車	4台	4台	

※ 所有する車両のうち「消防力整備指針」の対象となるものを掲載しています。

(2) 整備の方向性

現有の消防車両については、表3「常備消防車両更新基準」に基づき、更新整備を行います。更新の際には、最新技術を取り入れた車両を導入することにより装備の高度化を達成するとともに、市街地の形成状況や建築物の分布状況、消防事務等の変化に柔軟に対応した効果的かつ効率的な配備に努めます。

また、発生が危惧される南海トラフの巨大地震に対応するため、車両系建設機械の導入や燃料搬送手段の確保を検討するとともに、救助工作車については、救助用資機材及び高度救助用資機材を積載できる車両（以下「救助工作車Ⅲ型」という。）への更新を行います。

なお、今後の更新計画台数は、表4のとおりです。

表 3 常備消防車両更新基準

種 別	更新年限	備 考
消防ポンプ自動車	15 年	主要各部の機能劣化を考慮し、15 年とします。
水槽付消防ポンプ自動車		
はしご自動車	20 年	利用頻度を考慮し、消防ポンプ自動車より 5 年延長し、20 年とします。ただし、安全性確保のため更新までの間に 2～3 回オーバーホールを実施し、延命を行います。
屈折はしご自動車		
化学消防車	15 年	消防ポンプ自動車に準じ、15 年とします。
救助工作車		
救急自動車	10 年又は 15 万 km	他の緊急車両と比較すると使用頻度が高く老朽化が早いため、10 年を基準としますが、安全性を考慮し、走行距離も更新基準に加えます。
指揮車・指揮広報車	15 年	消防ポンプ自動車に準じ、15 年とします。
資機材搬送車など		
緊急車両以外の車両	17 年	市の一般車両の更新基準に準じ、17 年とします。

(3) 主な事業の概要

常備消防車両については、更新基準に基づき、以下の方針のもと、順次、更新整備を行います。

種 別	事 業 内 容
消防ポンプ自動車	消防署 2 台、分署には地域特性を考慮し、1～2 台の配置を基本に、計画的な更新を行います。
水槽付消防ポンプ自動車	
はしご自動車	市街地における中高層建築物の分布状況や、配備署からの出動所要時間などを考慮し、最適な車両数を配置します。
屈折はしご自動車	
化学消防車	危険物施設数を考慮し、配置します。
救助工作車	救助工作車については、高度救助隊が運用する救助工作車Ⅲ型を配置します。
救急自動車	各署所に 1 台、救急件数の多い署所に 2 台の高規格救急自動車の配置を基本に、年次的に更新を行います。
指揮車・指揮広報車	指揮車については、基幹消防署に 1 台、指揮広報車については、全署所に 1 台の配置を行います。 大規模災害発生時の救助作業に極めて有効な双腕作業機など車両系建設機械や燃料運搬車の導入を検討します。
資機材搬送車など	
緊急車両以外の車両	

表 4 更新計画台数

種 別	現 有 数 (平成 2 4 年 4 月 1 日現在)	更 新 計 画 数 (平成 2 5 年度～ 2 9 年度)
消防ポンプ自動車	2 0 台	1 台
水槽付消防ポンプ自動車		
はしご自動車	2 台	1 台
屈折はしご自動車		
化学消防車	2 台	0 台
救助工作車	2 台	1 台
救急自動車	1 4 台	8 台
指揮車	4 台	1 台
指揮広報車	1 3 台	6 台
資機材搬送車など	1 0 台	5 台
緊急車両以外の車両	1 6 台	1 1 台
計	8 3 台	3 4 台



災害現場で活躍する支援車



拡幅時の外観

2 消防水利

(1) 現状と課題

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の被災地域では、水道管被害による断水のため、消火栓が使用不能となったことから、本市においても大規模震災時にも利用可能な耐震性防火水槽の整備等を促進していく必要があります。

表 5 公設消防水利整備状況

平成 24 年 4 月 1 日現在（単位：基）

地 区	防 火 水 槽 ()耐震性防火水槽	消 火 栓	計
津	237 (90)	2, 225	2, 462
久 居	94 (24)	664	758
河 芸	40 (7)	181	221
芸 濃	47 (5)	147	194
美 里	55 (22)	30	85
安 濃	30 (2)	70	100
香 良 洲	21 (5)	67	88
一 志	36 (24)	289	325
白 山	99 (5)	415	514
美 杉	145 (12)	0	145
計	804 (196)	4, 088	4, 892

(2) 整備の方向性

水道管の耐震率の低い地域では、消火栓が使用できない状況も予想されることから、耐震性防火水槽の整備や自然水利の確保を始め、多種多様な消火用水の確保に努めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
消火栓の整備	消防水利の未充足地域はもとより、水道事業の進捗や団地などの開発行為に合わせ、消火栓の整備を進め、消防力の向上に努めます。
防火水槽の整備	市内には老朽化した防火水槽が数多くあり、敷地の広さや権利関係などの実態調査を行い、利用可能なものについて順次改修を行います。
耐震性防火水槽の整備	巨大地震による水道水の断水や大規模火災時の消火水確保のための消防水利として、耐震性防火水槽を新設します。
自然水利等の確保	消火栓や防火水槽を補完する消防水利として、河川、海、湖沼など利用できる自然水利を調査し、国が示す「消防水利の基準」に適合するものについては、消防活動に有効な水利として活用します。

3 消防資機材

(1) 現状と課題

消防用ホース、救助用資機材や空気呼吸器などの消防資機材については、現場活動に必須の装備であり、計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行う必要があります。

また、より高度な消火及び救助活動や緊急消防援助隊活動を行うために不可欠な資機材の整備を図り、限られた職員体制による迅速な災害対応に備える必要があります。

(2) 整備の方向性

消防資機材については、計画的に更新するとともに、南海トラフの巨大地震などの大規模災害の備えとして、高機能化や小型軽量化を行うなど、より高度な資機材への転換に努めます。

また、消防団に対しても、救助資機材や安全対策用資機材などを配備します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
消防資機材の計画的な更新と効果的・効率的な配備	消防資機材については、使用期限による計画的な更新と効果的かつ効率的な配備を行います。 また、大規模震災対策用資機材として、長距離送水用ホースや情報伝達資機材などの整備に努めます。
高度救助用資機材の配置	南海トラフの巨大地震などの大規模災害に備えるとともに、高度な救助活動や緊急消防援助隊などの広域連携による幅広い応援活動を行うため、高度救助用資機材を配置します。
消防団への救助資機材や安全対策用資機材の配置	消防団活性化事業に伴い、対象となる消防団に対し、必要な救助資機材などを配置します。 また、津波浸水予想地域や孤立集落などで活動を行う消防団員の安全対策として、必要な情報伝達機器や安全保護具などの整備、充実を進めます。



消防車両に搭載される資機材

第4節 通信体制の整備

1 通信体制

(1) 現状と課題

消防緊急通信指令システム（以下「指令システム」という。）は、119番通報を受け、消防リソースを効果的かつ効率的に運用して、最適な出動指令を出す重要なシステムです。

この指令システムについて、消防指令業務の県域一元化が議論されておりましたが、共同運用が見送られ、津市消防本部としては、従来どおり単独で導入することとなりました。

また、消防救急無線は、電波法関係審査基準の一部改正及び周波数割当計画の一部変更により、平成28年5月31日までにアナログ方式による150MHz帯から、デジタル方式による260MHz帯へ移行する必要があります。

(2) 整備の方向性

指令システムについては、指令業務の迅速性、的確性が求められることから、操作性に優れるとともに、高度な技術を取り入れ、多機能で消防事務の効率化ができるシステムとし、電子自治体の構築を目指します。

また、高所監視カメラや活動現場の映像などを配信し、関係機関と情報を共有するシステムの導入を検討します。

消防救急無線のデジタル化については、電波伝搬状況などを考慮しながら基地局を設置するとともに、車載機については運用状況を勘案し、最適な台数を搭載します。



指令センター

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
高機能消防指令システムの更新	既存の指令システムの機能に加え、ナビゲーション機能などを有する指令システムに更新するなど、電子自治体の構築に向けた取組を行います。
高所監視カメラの導入	119番通報の受信に合わせ、通報地点の映像が指令センターに表示できるよう、高所監視カメラを導入します。また、関係機関との情報共有も視野に入れます。
消防救急無線のデジタル化	三重県が行う共通波のデジタル化の進捗状況に合わせ、活動波をデジタル化します。 基地局の設置については、建設・維持管理費用と面積カバー率を勘案し、基地局数と設置場所を決定します。 また、車載機の搭載台数は、非常時の有効活用の観点から、車両の種別に応じ最適な台数とします。

第5節 消防部隊の体制強化

1 指揮体制

(1) 現状と課題

災害現場活動においては、災害の実態や被害状況を迅速に把握する「情報収集」、各部隊を効果的に運用する「指揮業務」、「隊員の安全管理」、情報を提供する「報道対応」等を行い、災害現場を総合的に統括する必要があります。

そのため、津市消防本部では、人命の安全の確保を最優先とし、災害の状況や推移等を的確に把握し、効果的、効率的で安全に十分配慮した指揮を行うことを目的に、平成19年度から4消防署に指揮隊の配置を行いました。現場指揮者の養成に係る実践的教育訓練機会が少ない状況です。

また、指揮車については、一般的な現場指揮本部設営資機材が積載されており、より高度な資機材の積載も検討する必要があります。

(2) 整備の方向性

基幹消防署となる消防署に指揮隊を集約し、指揮業務の経験を重ねることにより、これを強化するとともに、専門機関に派遣し、指揮隊員を養成します。

また、指揮車については、情報収集・分析に必要な情報機器を搭載し、情報収集・伝達機能を強化するとともに、指揮活動に有効な各種資機材を積載し、効率的かつ効果的な指揮業務を支援する機能を有する車両を導入します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
指揮隊の集約	基幹となる消防署である中消防署と久居消防署に指揮隊を集約します。
現場指揮者の養成	現場指揮者の活動に必要な指揮能力を養成するためにどのようなことが求められるのかを検討し、現場指揮者の養成方法等を検討します。
高機能指揮車（情報通信工作車）の配置	指揮隊は、消火隊、救急隊及び救助隊の全てを統括するため、災害現場において情報収集・分析に必要な各種情報ツールや各種通信機器を積載した高機能指揮車（情報通信工作車）を、基幹となる消防署に配置します。
高度情報通信システムの構築	指揮車や消防本部に、災害現場の映像情報を高速に送信し、指揮活動に役立たせるシステムを構築します。

2 消火体制

(1) 現状と課題

近年、本市においても中高層建築物や地下階にある飲食店、化学工場における火災が想定されるなど、消防活動の困難性、特殊性が高まっています。

また、消火隊の活動は、建物、林野、車両火災など多岐にわたることから、迅速に安全かつ効率的な消火活動を実施するため、専門的知識及び技能を有する消火隊員を数多く養成する必要があります。

(2) 整備の方向性

増加する中高層建築物における救助・消火活動に対応できるはしご自動車を導入するとともに、管内に危険物施設が多く存在する消防署所に化学消防車の配置替えを検討します。

また、消火隊員に対し必要な研修や訓練を行い、人材育成に努めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
30m級はしご自動車の導入	中高層建築物における救助・消火活動に対応するため、15m級はしご車の更新時に30m級はしご車を導入します。
消火隊員の養成	消火隊員の知識や技術を承継するために、必要な研修を行い、消火隊員の資質の向上に努めます。



45m級はしご車（久居消防署に配置）

3 救助体制

(1) 現状と課題

救助体制については、中消防署と久居消防署に救助隊を配置し、日々の救助事案等に対応していますが、南海トラフの巨大地震を始め、台風等大規模自然災害への備えとして、より高度な救助隊の創設が求められています。

また、水難事案については、消防本部、中消防署、久居消防署及び白山消防署に水難救助隊員を配置して、水難事案に対応していますが、より高度な技術の取得と後継隊員の養成が求められています。

(2) 整備の方向性

巨大地震等の大規模自然災害や複雑多様化する救助事案に的確に対応していくため、救助車両や資機材の高度化、訓練施設の充実を行います。

また、水難救助隊員の養成や技術向上を目的とするため、水難救助訓練施設の整備も検討しつつ、水難救助体制を強化します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
救助車両の充実	救助工作車については、高度救助用資機材が搭載できる救助工作車Ⅲ型を配置するとともに、救助作業に極めて有効な双腕作業機など車両系建設機械の導入を検討します。
救助隊の充実	必要となる救助隊員数を確保するとともに、救助技術や、救助用資機材の運用技術の向上を目的とした訓練を行い、救助隊を充実させます。
水難救助体制の充実	日常の訓練を通じて水難救助隊の技術向上を図るとともに、人員、救助用資機材を配備し、水難救助隊を充実させます。
訓練施設の整備	消防力の維持や技能の向上及び救助技術の維持・向上のために、水難救助訓練施設や屋内訓練施設などの整備を検討します。



水難救助訓練風景

4 高度救助体制

(1) 現状と課題

津市消防本部では、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、救助隊と特別救助隊を編成していますが、南海トラフの巨大地震に備えるため、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員5人以上と、救助用資機材、高度救助用資機材及び救助工作車Ⅲ型で構成される高度救助隊を創設する必要があります。

(2) 整備の方向性

基幹となる消防署に高度救助隊を配置します。

高度救助隊員となる人員については、高度な救助技術や、高度救助用資機材の運用技術の向上を目的とした訓練を行い、体制を充実させます。

救助工作車については、救助工作車Ⅲ型を配置するとともに、救助作業に極めて有効な双腕作業機など車両系建設機械の導入を検討します。

また、救助工作車Ⅲ型に積載する高度救助用資機材を配置し、南海トラフの巨大地震などの大規模自然災害に備えるとともに、緊急消防援助隊活動など幅広い応援活動に活用します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
高度救助隊員の養成	大規模災害や特殊災害に的確に対応できる高度な救助技術や、高度救助用資機材の運用技術の向上を目的とした訓練を行い、高度救助隊員を養成します。
救助車両の充実	救助工作車については、高度救助用資機材が搭載できる救助工作車Ⅲ型を配置するとともに、救助作業に極めて有効な双腕作業機など車両系建設機械の導入を検討します。
高度救助用資機材の配置	救助工作車Ⅲ型に積載する高度救助用資機材を配置し、南海トラフの巨大地震などの大規模自然災害に備えるとともに、緊急消防援助隊活動など幅広い応援活動に活用します。



救助訓練の様様

第6節 大規模災害における応援・受援体制の整備

1 大規模災害時の応援・受援体制

(1) 現状と課題

緊急消防援助隊は、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。

また、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化され、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定し、応援体制を整えています。

本市においても、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震における緊急消防援助隊の運用方針並びに同アクションプランに添った緊急消防援助隊の応援、受援体制を強化する必要があります。

(2) 整備の方向性

南海トラフの巨大地震や首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針などに応じた応援、受援体制の強化とともに、他の大規模災害の被災地へ迅速な応援ができるよう体制の強化を行います。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
部隊装備の充実	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に定める装備等の基準に従い、本市の緊急消防援助隊の装備等を整えます。
教育訓練の実施	大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるよう、必要な教育訓練を実施し、人材を育成します。
受援施設の整備	緊急消防援助隊など応援部隊が派遣された場合、これを受け入れ、消防の司令塔的な機能を果たす免震構造の受援施設の整備を検討します。 また、緊急消防援助隊の集結拠点となる施設等については、交通アクセスの変化に即した見直しを進めます。



巨大地震災害を想定した救助訓練の様子



化学工場火災消火訓練の様子

第 7 節 広域連携体制の充実

1 広域連携

(1) 現状と課題

消防の広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に消防組織法が改正され、消防庁長官から「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示されました。三重県ではこれに基づき「三重県消防広域化推進計画」を策定し、消防の広域化を進めています。本市については、三重県が段階的に進める広域化の第一段階は、平成 18 年の合併により達成していますが、今後の広域化の動向を見守る必要があります。

管轄区域の境界付近で発生した林野火災などについては、隣接市町村への被害拡大を防ぐため、消防力を集中させ対応する必要があります。

また、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫など、広範囲に及ぶ災害が発生したときには、隣接市町村や関係機関との連携が重要となり、被災地への迅速かつ集中的な支援ができる連携体制の充実が求められています。

(2) 整備の方向性

「三重県内消防相互応援協定」など、現在締結中の協定を基に合同訓練を実施し、連携方法などの確認を行います。

「三重県消防広域化推進計画」において示されている広域化のスケジュールに基づき、県内の広域化の動向を見ながら、広域化の長所や短所についての調査及び研究を進めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
消防相互応援協定などの充実	種々の災害に備えた隣接消防機関との応援協定締結などとともに、合同訓練などを実施します。
消防の広域化に向けた取組	「三重県消防広域化推進計画」の第二段階に向け、伊賀市消防本部と名張市消防本部の広域化の動向を注視しつつ、調査、研究を進めます。



三重県内高速道路消防連絡協議会の加盟機関とドクターヘリとの連携訓練の様子

2 国際消防救助隊

(1) 現状と課題

国際消防救助隊は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」により、海外の地域において大規模な災害が発生した場合などに、救助活動など、国際緊急援助活動を行うことを任務とするものです。

平成22年4月1日から、国際消防救助隊の更なる捜索・救助体制の充実強化を目的として、「国際消防救助隊編成協力市町村に関する基準」等の一部が改正されましたが、現在の編成では、直ちに国際消防救助隊への登録は困難なため、今後の基準等の改正時に登録が可能となるよう準備を進める必要があります。

(2) 整備の方向性

今後、国の基準が見直された際、国際消防救助隊として、国際貢献ができるよう資機材の配備、各種訓練を通して国際消防救助隊員を養成するなど準備を進めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
国際消防救助隊員の養成	今後、国の基準が見直された際、国際消防救助隊として、国際貢献ができるように、身体強健な救助隊員で、応急手当に関する知識、技術を有し、高度救助用資機材の使用に精通した国際消防救助隊員を養成します。
高度救助用資機材の配置	生存者救出のために重要な電磁波探査装置、地震警報器、地中音響探知機などの高度救助用資機材を配置します。
各種訓練の実施	生存者救出のために重要な捜索資機材の習熟のため、特に電磁波探査装置、地震警報器、地中音響探知機など高度救助用資機材を使用した訓練を行います。 また、他国と連携して活動するため、国際的なルールに従い、都市型捜索救助技術を用いた訓練を実施します。

第8節 大規模自然災害への対応

1 巨大地震発生時における体制の強化

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、消防施設の倒壊や、消防職員及び消防団員の犠牲など、防災機関の在り方に様々な問題や課題が浮上しています。

本市は、平成15年12月17日付けで「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、南海トラフの巨大地震が発生した場合、市内全域に甚大な被害が発生するとされていますが、防災の拠点施設である消防庁舎の一部が、液状化の可能性が高い地域や津波浸水予想地域内にあることから、その震災対策は喫緊の課題となっています。

また、本市は、沿岸部に市街地の多くを形成していることから、その地域で活動する消防職員や消防団員に対する津波安全対策を確立する必要があります。

(2) 整備の方向性

消防施設の免震化はもとより、巨大地震発生時における初動体制を確立し、活動拠点としての機能低下を防止します。

また、水道管の耐震率の低い地域では、消火栓が使用できない状況も予想されることから、耐震性防火水槽の設置や自然水利の確保を進め、多種多様な消防用水を確保するとともに、消防職員の消火、救助技術の向上を目指します。

東日本大震災では、多数の消防職員や消防団員が津波により殉職したことから、二次災害防止対策を強化します。

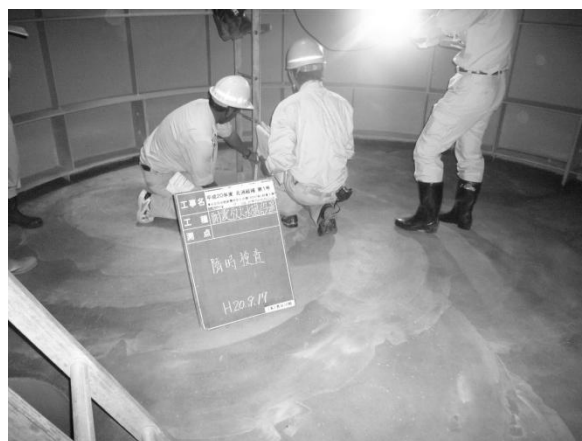
巨大地震や特殊な災害などでは消防機関のみの活動では限りがあることから、市災害対策本部を主軸とした体制を強化するとともに、警察、自衛隊などの関係機関と連携のとれた活動が展開できるように共同の指揮本部を設置するなど、部隊の機能的かつ効率的な運用を行います。



三機関合同震災救助訓練の様子

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
消防施設などの地震対策及び津波対策	消防庁舎の地震対策として、新築の庁舎から免震構造とするとともに、既存の庁舎については、窓ガラスの飛散、大型家具の転倒や資機材などの散乱を防ぐ対策を講じます。 また、津波対策を検討するとともに、停電時における非常用発電機の整備や情報連絡体制を強化します。
津波浸水予想地域内で活動する隊員の二次災害防止対策	津波浸水予想地域内で消火や救助活動などを行う消防職員の安全対策を講じるとともに、緊急時の避難場所となる堅牢な高層建物の活用などについて関係団体との連携を図り、二次災害防止対策を強化します。
緊急消防援助隊受援体制の整備	緊急消防援助隊の集結拠点となる施設などについては、交通アクセスの変化に即した見直しを進めます。 また、必要資機材の整備など、受入準備体制を充実します。
耐震性防火水槽の整備及び自然水利の確保	巨大地震による水道管の破損で、消火栓が使用できない状況も予想されることから、消火用水の確保に向けた耐震性防火水槽の設置や、自然水利の確保を推進します。 また、市民への飲料水確保のため、消防給水車の活用も視野に入れた耐震性貯水槽の設置を市関係部局と連携しながら検討します。
消火、救助資機材の整備と消防職員の資質の向上	同時多発火災時における長距離送水対策として、消防ホースの充実や倒壊建物からの救助資機材などを整備するとともに、消火や救助技術の向上に向けた職員教育を進めます。
大規模災害合同訓練への参加	三重県などが実施する大規模地震図上訓練や緊急消防援助隊防災合同訓練などへの積極的な参加を行うとともに、関係機関と連携のとれた災害対応体制を構築します。



整備が進められる耐震性防火水槽

2 国民保護対策

(1) 現状と課題

武力攻撃や大規模テロ等から市民を保護するには、現在の津市消防本部が保有する装備品では十分とは言えません。

しかし、国民保護事案から市民の安全を確保するための施策や体制の確立は重要な課題であり、危険区域からの市民の避難対策や迅速な消防活動が実施できるよう、BC災害対応資機材などの整備やBC災害活動に従事する救助隊員の資質の向上を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する必要があります。

※ BC : 生物剤(biological)、化学剤(chemical)

(2) 整備の方向性

本市が定める「津市国民保護計画」に基づく津市国民保護対策本部、津市緊急対応事態対策本部や関係機関などと連携のとれた活動を展開するため、BC災害対応資機材のほか、国からの緊急情報を迅速に収集できる機能を整備するとともに、専門知識や技術を有する救助隊員の養成や二次災害防止対策を確立し、的確な消防活動を実施するための整備を行います。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
BC災害対応資機材などの整備	国から貸与されているBC災害対応資機材の老朽化に伴う更新と各種の特殊災害に対応可能な資機材などを整備します。
救助隊員の安全管理	テロ活動や武力攻撃事態などの国民保護措置を行う救助隊員の防護服などの整備を行い、特殊標章などの充実を図り、安全を確保します。
関係機関との情報共有	武力攻撃事態の活動には、警察、自衛隊、海上保安庁などの特殊災害に対応できる関係機関が連携して合同で災害対応することが必要なため、市災害対策本部の指揮下に合同調整指揮本部を設置するなど、迅速で正確な情報共有が実施できる体制を構築します。
合同防災訓練の実施	市関係部局、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係機関と武力攻撃事態を想定した合同訓練を実施します。
救助隊員の資質の向上	救助隊員を主として、BC災害対応に関する専門的な知識や技術を習得させ、適切な活動が実施できるように、研修会や防衛訓練などを実施して救助隊員の資質の向上を図ります。

第2章 救急体制の充実

第1節 消防と医療機関との連携推進

1 医療機関との連携

(1) 現状と課題

近年の医療技術の進歩とともに、傷病の発生初期に行う医療行為は効果的であり、傷病者の救命率を向上させるためには、病院前救護体制の充実が重要となると同時に、消防と医療機関との連携によるメディカルコントロール体制の充実も重要となっています。

※ メディカルコントロール体制とは、消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、〔2〕救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、〔3〕実施した救急活動の医学的判断や処置などの適切性について、医師により医学的・客観的に事後検証が行われるとともに、その結果がフィードバックされ再教育等に活用され、〔4〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習が行われる体制をいうものである。（平成24年版 消防白書から）

(2) 整備の方向性

傷病者の救命率を向上させるため、病院前救護におけるメディカルコントロール体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
メディカルコントロール体制の充実	津・久居地域メディカルコントロール協議会を設置し、病院前救護体制の整備などを実施してきましたが、引き続き、救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務を高度化するため、メディカルコントロール体制をより充実させます。
消防と医療の連携の推進	現状の医療資源を前提に、適切な搬送及び受入体制が構築できるように、医療機関や市関係部局などとの更なる連携体制の構築を推進します。



津・久居地域メディカルコントロール協議会の医師を招いての講習会

第2節 救急業務高度化の推進

1 救急業務

(1) 現状と課題

救急活動は、火災予防活動、消火活動及び救助活動と並び消防行政の一翼を担う活動であり、その需要は増加の一途をたどるとともに、救命処置についても年々高度化しています。

これらの需要に応えるため、救急隊のすべてを高規格救急自動車と救急救命士等で運用するとともに、気管挿管や薬剤投与などの高度な応急処置ができる救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っています。

しかし、高齢者人口の増加などの社会構造の変化に伴い救急出動件数が増加し、これに伴い、119番通報の受付から現場到着までの所要時間（以下「レスポンスタイム」という。）が増加する傾向にあり、これらの所要時間の短縮が重要な課題となっています。

また、傷病者の救命率を向上させるためには、救急救命士の増員及びより高度な応急処置が実施できる体制の充実と、救急現場に居合わせた市民等（以下「バイスタンダー」という。）による応急手当が極めて重要であり、これの養成が課題となっています。

(2) 整備の方向性

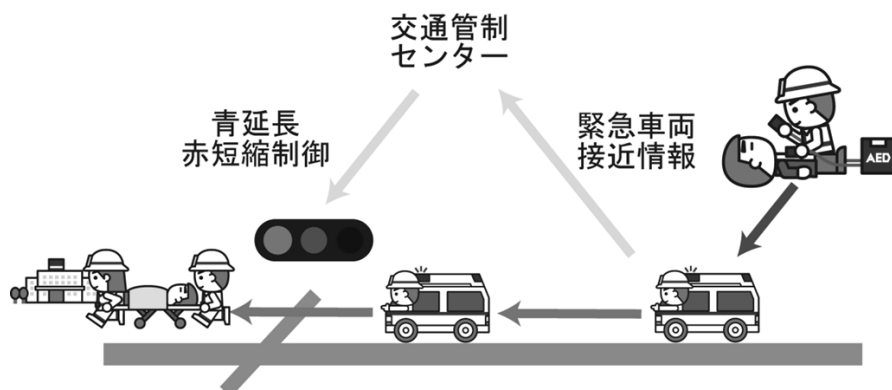
救急業務の高度化に的確に対応できる救急救命士を養成します。

また、救急出動件数の多い消防署において救急隊を2隊編成することにより、増加する救急事案に対応します。さらに、三重県警察が平成24年度に試験的に導入する緊急車両現地急行システム（以下「FAST」という。）を利用し、救急車の安全走行を確保するとともに、レスポンスタイムの短縮に向けた実証実験を行います。

なお、傷病者の救命率を向上させるため、関係機関との連携強化に努めるとともに、バイスタンダーが即座に応急手当ができる体制を構築します。

※ FAST : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems)

緊急車両が信号交差点を青信号で通過できるように信号機を制御するシステムで、消防庁においてFASTの導入による効果を検証した結果、走行時間の短縮効果などが確認されました。



(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
救急救命士の配置	救命率の更なる向上を目指すため、消防署へ6人、分署へ4人、2隊運用消防署へ8人の配置を目標とし、高度な応急処置を迅速かつ的確に実施する体制を構築します。 さらに救急隊だけに限らず、119番受報時における応急手当の指導を実施するため、指令センターへの配置についても考慮します。
救急高度化への対応	高度化、多様化する救急業務に対応するため、気管挿管や薬剤投与などの高度な応急処置ができる救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の知識、技術等の維持・向上を目的に再教育制度により生涯研修や基本研修などを計画的に実施します。
救急資機材等の整備	救急救命士の処置範囲の拡大等に対応した高度救命処置用資器材の配置を促進するとともに、各種病原体からの感染防止のため感染防止衣等の整備や救急隊員の健康診断等、感染防止体制についても推進します。
レスポンスタイムの短縮	レスポンスタイムの短縮に向け、三重県警察が導入予定のF A S Tに参加するため、順次救急車両にF A S T車載機を搭載します。 また、救急出動件数の多い消防署において救急隊を2隊編成することにより、増加する救急事案に対処し、レスポンスタイムの短縮を行います。
バイスタンダーによる救命率の向上	救急現場において、応急手当が適切に実施されれば、大きな救命効果が得られることから、市民に対し、応急手当の知識と技術の普及に努めます。 特に、心肺機能が停止した傷病者を救命する自動体外式除細動器（A E D）の取扱いを含めた心肺蘇生法の技術の習得に主眼を置き、市民体験型の普及啓発活動を推進します。



高度な処置訓練を行う救急救命士

第3章 予防体制と地域の消防力の向上

第1節 予防体制の強化

1 予防体制

(1) 現状と課題

複雑多岐にわたる予防業務を適切に遂行していくためには、高度で専門的な知識及び能力が求められています。

また、火災などの災害から市民を守るためには、消防機関だけでなく、事業所、地域及び市民がそれぞれの責任と役割を認識し、協働して災害の予防や減災に努めることが重要であり、防火思想の普及啓発とともに、総合的な予防体制を強化する必要があります。

(2) 整備の方向性

火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」や「火災調査要員」を養成することにより、予防体制を強化します。

また、各種団体との連携を強化するとともに、消防音楽隊活動や各種イベントの機会を捉え、防火思想の普及啓発や住宅防火対策の働きかけを行います。

事業所に対しては、防火管理制度を周知するなど事業所における防火管理体制を強化するとともに、防火対象物などの防火査察を推進し、消防法違反に対しては、迅速に違反処理を執行する体制を強化します。



査察風景



見学者への防火思想の普及啓発

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
防火思想の普及啓発	市ホームページ、津ケーブルテレビや「広報津」などの広報媒体を通じて、また、各種イベントの機会を捉え、防火思想の普及啓発を行います。
住宅防火対策の推進	「広報津」を始め、あらゆるメディアを活用した広報活動や講習会などを通じ、住宅防火対策の働きかけを行います。
防火管理講習などの充実	防火管理者が選任されていない事業者に対し、防火管理制度を周知するとともに、管内事業所のニーズに合った防火管理者資格取得講習会などを開催します。
立入検査の強化及び違反是正の強化	危険物施設や特定防火対象物の積極的な査察及び違反対象物に対する適正な処理を行うため、指導査察員制度を活用し、査察などの体制を強化します。
予防技術資格者の養成	火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する者として消防庁長官が定める資格を有する「予防技術資格者」を養成します。
火災調査要員の養成	的確な火災の原因などが調査できる体制を継続するため、火災調査要員を養成します。
各種団体との連携強化	津市防火協会、津市婦人防火推進委員会など、外部団体との連携を強化し、防火思想の普及を行います。
消防音楽隊活動の充実	消防音楽隊が行う演奏イベントには多数の来場者があり、イベントを通じて行う啓発活動が有効であるため、演奏活動を活発に行います。



消防音楽隊の演奏による広報活動

第2節 消防団の充実強化

1 消防団組織

(1) 現状と課題

消防団は、地域住民の安全を守る地域組織として、重要な役割を担っています。

東日本大震災以降、防災意識の高まりに加え、消防団に寄せる期待も大きくなっており、一層の有事即応性、組織の充実強化が求められています。

こうした中で、近年における就業構造や産業構造の変化等から、消防団員に占める被雇用者の割合が増加し、昼夜の地域防災力に差異が生じたり、消防団員の確保が困難な状況が現出しています。

表6 消防団員数一覧

平成24年4月1日現在（単位：人）

階級 方面団	実数	団長	副団長		分団長	副分団長	部長	班長	団員
			方面団長	方面副団長					
団本部	1	1							
津	446		1	4	19	18	42	76	286
久居	293		1	3	11	11	22	62	183
河芸	182		1	2	7	4	10	20	138
芸濃	112		1	2	6	6	6	20	71
美里	119		1	2	5	5	5	14	87
安濃	109		1	2	4	3	5	16	78
香良洲	96		1	3	6	6	6	11	63
一志	213		1	2	4	14	13	40	139
白山	280		1	2	6	6	24	47	194
美杉	337		1	2	8	8	21	58	239
計	2,188	1	10	24	76	81	154	364	1,478

定数 2,287 人

(2) 整備の方向性

消防団組織については、地域の特性も考慮しながら消防団下部組織を再編し、消防団を活性化します。

消防団員の就業形態が大きく変化し、消防団員の被雇用化が増大してきていることから、事業所又は団体との防火に係る協力体制を構築するとともに、消防団協力事業所表示制度を推進します。

また、女性消防団員の増員や学生機能別団員の創設など、消防団に入団しやすい環境を整えることにより、消防団の活性化や防災リテラシーの向上を推進します。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
情報収集活動に対する支援	災害に強い地域づくりを進めるため、急傾斜地、地滑り危険箇所などの危険箇所の把握、消防水利の点検、避難場所の調査などの地域防災活動に対し、必要な支援を行います。
啓発活動に対する支援	地域住民に対し、消防団員が減災のノウハウの伝授、避難方法・避難場所・避難経路の周知徹底などの広報活動を行い、防火防災意識の高揚を図るとともに、活動に対し幅広い支援を行います。
救助資機材や安全対策用資機材の配置	消防団活性化事業に伴い、対象となる消防団に対し、必要な救助資機材などを配置します。 また、津波浸水予想地域や孤立集落等で活動を行う消防団員の安全対策として、必要な情報伝達機器や安全保護具等の整備、充実を進めます。
消防団協力事業所表示制度の推進	消防団員の確保、活動環境の改善及び消防団活動の活性化を図るため、消防団協力事業所表示制度を推進します。
常備消防との連携強化	消防団活動の維持及び消防力の強化を図るため、定期的に合同訓練を行うとともに、常備消防との連携を強化します。
女性消防団員の増員	一人暮らしの高齢者宅への防火訪問や、応急手当の指導、各種防火防災啓発など、特に防災リテラシーの向上のため、昼間に活動することが可能な女性に、消防団への入団を働きかけます。
学生機能別団員の創設	地域活動に参加し、地域に貢献したいというボランティア志向の学生を中心に学生機能別団員を創設することにより、地域社会の活性化や防災リテラシーの向上を図り、消防団の活性化につなげます。
消防団員の教育訓練の推進	消防学校への研修派遣などにより消防団員の資質向上に努めます。
消防団下部組織の再編	構成員が少なく部隊編成に苦慮している消防団に対しては、管轄区域を含め、地域の特性も考慮しながら下部組織を再編することにより、消防団活動の活性化を推進します。



女性消防団員による応急手当の指導



女性消防団員による防災啓発

2 消防団車両及び消防団庁舎

(1) 現状と課題

消防団が保有している消防車両のなかには、老朽化したものも多く、計画的に更新を進める必要があります。

また、各分団が保有する消防車両の保有台数に偏りが見られ、見直しが必要です。

地域によっては、消防施設が市町村合併前のまま引継がれた状況で集落に分散しているため、施設の統廃合を視野に計画的に再編整備をしていく必要があります。

表 7 消防団保有車両台数一覧

平成 24 年 4 月 1 日現在

	分団数(団)	ポンプ車(台)	積載車(台)	その他(台)
団 本 部				1
津 消 防 団	18		18	
久 居 方 面 団	11		10	2
河 芸 方 面 団	4	2	2	
芸 濃 方 面 団	6	2	7	
美 里 方 面 団	5	1	6	
安 濃 方 面 団	3	2	8	
香 良 洲 方 面 団	6	1	4	
一 志 方 面 団	4	2	4	
白 山 方 面 団	6	5	2	
美 杉 方 面 団	8	7	27	
計	71	22	88	3

(2) 整備の基本方針

消防団車両については、常備消防との車両使用頻度の差を考慮しながら、更新年限を設定し、計画的に更新します。

また、地域の特性も考慮しながら消防団下部組織を再編するとともに、各分団における消防車両の保有台数の偏りを是正します。

地域防災の核である消防団の車庫及び水防倉庫については、表 8 「消防団施設建替基準」をもとに、山間部等の地域特性を考慮しながら計画的に建替えるとともに、近接する施設については、消防団下部組織の再編や地域の実情に合わせ、統廃合を進めます。

表 8 消防団施設建替基準

区 分	建築後の経過年数
耐 火 構 造	45 年
準 耐 火 構 造	40 年
木 造	30 年

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
計画的な車両の更新	常備消防との車両使用頻度の差や地域特性を考慮しながら更新年限を設定し、計画的に更新します。
保有車両台数の偏りの是正	消防団下部組織の再編に合わせ、各分団における消防車両の保有台数の偏りを是正します。
消防団施設の統廃合	消防団下部組織の再編に合わせ、山間部などの地域特性を考慮しながら、消防団施設建替基準に基づき計画的かつ柔軟に消防団施設の整備又は見直しを行います。



訓練に参加する「消防団向け多機能型車両」



計画的に更新される消防団車両



整備された消防団車庫

第3節 地域活動への支援

1 地域活動支援

(1) 現状と課題

大規模災害の発生時には、的確な判断の下に、自他の安全を確保するための行動が重要であり、日頃から防災体制の仕組みの理解や災害時における危機を認識するなど、日常的な備えを行うことが重要です。

平成20年4月に開設された津市消防防災指導センター（以下「指導センター」という。）では、住民の消防・防災に関する知識の普及、技術の習得、消防・防災に関する意識の高揚を図ることを目的に、住民、事業所などが実施する講習会や訓練などへの支援を行っていますが、より効果的に支援するため、来所型の消防防災教育施設の開設も検討する必要があります。

(2) 整備の方向性

消防防災の指導については、消防署所と消防団との協力により、引き続き指導訓練を行うとともに、地域が実施する防災学習会や訓練などへの支援を拡充させます。

また、防災リテラシーの向上のため、消防庁舎に併設した来所型の消防防災教育施設の開設について検討を進めます。

(3) 主な事業の概要

項 目	事 業 内 容
地域活動の支援	消防防災の指導については、消防署所と消防団の協力のもと、指導訓練を行うとともに、指導センターを活用し、地域が実施する防災学習会や訓練などへの積極的な支援を行います。
消防防災指導の充実	消防署所などによる地域組織への消防防災指導とともに、指導センターにおいても、地域が実施する防災、救命処置に係る訓練などへ指導員を派遣し、地域防災活動への支援を実施します。